

平成 30 年北海道胆振東部地震に関する意見書

9 月 6 日午前 3 時 7 分に発生した北海道胆振東部地震は、マグニチュード 6.7、厚真町で国内 6 例目となる道内観測史上最大の震度 7、本市においても最大震度 6 弱を観測するなど極めて激しい地震であった。

この大地震により、広範囲での大規模な土砂崩れや地滑りなどが発生し、多くの尊い命が奪われ、多数の方々が負傷したとともに、今もなお、多くの被災者が不安や心労を抱えながら不自由な避難生活を余儀なくされ、本市においても、相当数の建物被害や道路の亀裂・陥没・液状化などの被害が生じている。

また、地震発生後には、道内全世帯約 295 万戸での停電や広い地域での断水・電話の不通が発生したほか、新千歳空港を発着する全便が欠航し、北海道新幹線、在来線、各路線バス、本市営地下鉄などの主要な交通機関全てが運休に追い込まれるなど、ライフラインが断絶する甚大な被害となり、住民の生活に大きな影響を及ぼした。

北海道及び札幌市は、速やかに災害対策本部を設置し、関係機関協力の下、被災者の救助及び支援に当たるなど、復旧に向けた最大限の各種対策を行っているところであるが、災害が激甚かつ大規模であるため総合的な対策を速やかに講じる必要がある。

よって、国会及び政府においては、一刻も早い住民の生活の安定と災害の早期復旧を図るため、下記の事項について早急かつ万全の対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 北海道胆振東部地震に伴う災害について、早期に激甚災害指定を行うとともに、災害復旧対策に対して十分な財政措置を講ずること。
- 2 住宅被害を受けた被災者が元の生活を取り戻すことができるよう、各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、迅速かつ柔軟な運用を行うこと。
- 3 停電等に伴う被害が甚大な農林水産業やその関連加工製造業、商工業者、被災中小企業等に対する円滑な資金融通など、早期復旧に向けた総合的支援を行うこと。
- 4 電力供給の全面復旧を確実に進めるとともに、災害に強い電力供給システム構築のため、全道一斉停電の原因究明と検証を行うこと。また、非常用電源や燃料供給体制の強化、再生可能エネルギーの導入や北本連系の増強など、多様な電力供給体制整備への支援を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 30 年（2018 年）9 月 25 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

（提出者）自由民主党、民主市民連合、公明党、日本共産党及び改革所属議員全員並びに無所属坂本きょう子議員及び札幌党中山真一議員